報告第 9 号

令和4年度熊本県電気事業会計事故繰越額の使用に関する計画の報告について 令和4年度熊本県電気事業会計の支出予算のうち、令和5年度に次のとおり繰り越した ので、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第26条第3項の規定に基づき報告 する。

令和5年6月6日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

令和4年度熊本県電気事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事 業 名	予算計上額	支 払 義 務 発 生 額	翌 年 度繰 越 額	左 補 助 を 対 金 等	財源	内 指 益 勘 定 留 保 資 金 等	 不 用 額	翌年度繰越額を保るに 要する たな で まま で	説明
1事業費	1 営業費用		円 62,087,000	円 20,000,000	円 42,087,000	円	円 42,087,000	H	円	円	
		市房第一・第二発電所取水口ゲート等塗装詳細設計業務委託	23,537,000		23,537,000		23,537,000				関係機関との協議に不測の日数を要したため。
		市房第一発電所 発電機過速度緊 急対応等業務委 託	8,550,000		8,550,000		8,550,000				新型コロナウイルス感染拡大の 影響により、原因調査に必要な 装置の製作に不測の日数を要し たため。
		水力発電所リ ニューアルに係 る地元振興支援 事業交付金	30,000,000	20,000,000	10,000,000		10,000,000				交付対象3町村のうち、湯前町において、物価高騰の影響により、施工内容の見直しが必要となり、工法の検討に不測の日数を要したため。